

御所市学童保育所の運営について

区分	内 容	
目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。	
対象児童	○市内に居住する小学校に就学している児童（※市外私立小学校への就学児童を含む）	
開所日	○毎週月曜日～金曜日 ○学校休業日【振替休日、創立記念日、長期休暇（春・夏・冬）、土曜日】	
開所時間	○平日（月曜日から金曜日）	放課後から午後5時30分まで
	○平日（長時間保育）	午後5時30分から午後7時00分まで
	○学校休業日（土曜日等）	午前8時30分から午後5時30分まで
	○学校休業日（長時間保育）	午前8時00分から午前8時30分まで 午後5時30分から午後7時00分まで
	※長時間保育が必要な場合は、 <u>延長保育申請が必要となります。</u> ※土曜日は、 <u>保護者が労働等により家庭で保育できない児童のみ</u> 受け入れます（申請書に利用希望の記載があることが要件です）。	
閉所日	○日曜日 ○国民の祝日 ○年末年始（12月29日～翌年の1月3日） ○その他、災害等市長が特に必要と認める日	
学童保育の申請	12月の上旬に翌年度の入所受付を行います。（日程については、12月号の広報誌に掲載します。）但し、途中入所の場合は、希望する学童保育所に入所の確認をし、申請して下さい。尚、学童保育所は1年ごとの更新ですので、毎年申請が必要です。	
	○申請場所	各学童保育所
	○申請方法	各学童保育所及び市役所子育て推進課に備え付けの申請書に必要事項をご記入のうえ、希望する学童保育所に直接申請して下さい。
	○申請締切日	入所（延長・土曜日利用）を希望する場合は、 <u>利用希望月の前月10日までに必要書類をそろえて申請して下さい。</u>
	○申請書類	【必須】①学童保育所入所許可申請書（様式第1号） 【必須】②緊急時連絡カード 【必須】③就労証明書（別添2）※昨年度から様式が変更になっています <u>※児童の父母と祖父母が同居しており、かつ祖父母が65歳未満の場合は、父母に加え祖父母の就労証明書も必要です。</u> <u>※保護者が年度途中に転職等をされた場合は、再度就労証明書の提出が必要です。</u> 【必須】④承諾書及び誓約書 ⑤学童保育所延長保育申請書（様式第4号） ⑥学童保育所利用料減免申請書（様式第9号）

御所市学童保育所の運営について

区分	内 容						
定員を超える入所申請があつた場合	<p>入所受付期間中において、申し込み者が定員を超えた場合は、次の順番で低学年の児童から受け入れを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第1学年の児童 ②第2学年の児童 ③第3学年の児童 ④第4学年の児童 ⑤兄弟姉妹に第1学年～第4学年のいる第5学年・第6学年の児童 ⑥第5学年・第6学年の児童 <p>入所受付期間後については、申し込み順に待機となります。</p>						
学童保育の決定	子育て推進課より後日、入所決定または否決定通知書を送付します。						
学童保育の変更	<p>次の場合は、各学童保育所若しくは子育て推進課まで届け出て下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所を退所する場合。（学童保育所退所届（様式第7号）） ○申請書の記載事項に変更が生じた場合。 ○学童保育の対象児童に該当しなくなった場合。 ○その他、提出した書類の内容に変更があった場合。 						
学童保育の退所	学童保育所の退所については、各学童保育所または、子育て推進課にある退所届を提出してください。退所は届を提出された月の末日となります。						
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ○通常保育 月額 3,000円（損害保険料を含む） ○長時間保育 月額 1,000円（おやつ代を含む） ○同一世帯から2人以上の児童を入所させる場合は、2人目以降の児童については、半額とします。 <p>【利用日数に関係なく、一律上記の金額になります。※利用が無かった月であっても利用登録があった場合は利用料が発生します】</p>						
利用料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替（原則全ての方が対象です） <p>利用月の末日（末日が休日のときは翌営業日）に口座振替を行います。 但し、口座振替出来る金融機関は、<u>南都銀行と奈良県農協</u>に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の申込みについては、入所決定通知書に同封する口座振替依頼書で直接、金融機関で手続きしてください。口座振替依頼書は、各学童保育所および子育て推進課にあります。 ○納付書 <p>口座引落しが残高不足等で出来なかった場合は、納付書をお渡ししますので、<u>翌月の末日までに金融機関又はコンビニ等で納付してください。</u></p>						
利用料の減免	<p>次の理由に該当される方は、利用料の減免制度がありますので、必要書類を添付して申請してください。<u>減免の適用は申請月の翌月分からです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請書類 <p>【必須】学童保育所利用料減免申請書（様式第9号）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①生活保護世帯(全額免除)</td><td style="width: 50%;">【添付書類】生活保護受給証明書</td></tr> <tr> <td>②市町村民税非課税世帯(半額減免)</td><td>【添付書類】課税証明書（「非課税」であることを証明するもの。令和7年1月1日時点で市外居住の方のみ必要）</td></tr> <tr> <td>③その他 災害や疾病などで、生活が著しく困難となった場合には、子育て推進課までお問い合わせ下さい。</td><td></td></tr> </table>	①生活保護世帯(全額免除)	【添付書類】生活保護受給証明書	②市町村民税非課税世帯(半額減免)	【添付書類】課税証明書（「非課税」であることを証明するもの。令和7年1月1日時点で市外居住の方のみ必要）	③その他 災害や疾病などで、生活が著しく困難となった場合には、子育て推進課までお問い合わせ下さい。	
①生活保護世帯(全額免除)	【添付書類】生活保護受給証明書						
②市町村民税非課税世帯(半額減免)	【添付書類】課税証明書（「非課税」であることを証明するもの。令和7年1月1日時点で市外居住の方のみ必要）						
③その他 災害や疾病などで、生活が著しく困難となった場合には、子育て推進課までお問い合わせ下さい。							

御所市学童保育所の運営について

区 分	内 容
学童保育 の入所取 消し	<p>次の場合は職権を含め学童保育所の入所を取り消しますので、ご理解ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所児童の保護者が、<u>利用料を3ヶ月分を超えて納付しないとき。</u> ○入所の資格を喪失したとき。 ○偽りその他不正の手段により、入所の許可を受けたとき。 ○その他市長が放課後児童健全育成事業の運営上支障があると認めるとき。 (集団生活が困難、他児童や指導員に繰り返し危害を加える等)
休み・早 退の連絡	<p>疾病や傷害、その他の理由で<u>学童保育を利用しない場合は、児童の保護者が電話などで学校、学童保育所両方に連絡してください。</u></p> <p>また、塾やけいこ事などで早退する日が決まっている場合も、学童保育所に届け出てください。</p> <p><u>※学童保育所への欠席連絡はLINEでも可能です。欠席LINEの登録方法については、児童の入所が正式に決定したのち、あらためてお伝えします。</u></p>
事故処理 等	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育所において、児童に疾病、傷害その他の事故が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じ、児童の保護者に連絡します。 ○感染症（インフルエンザ等）により、学校閉鎖や学級（学年）閉鎖となった児童は、その期間学童保育を利用できません。 ○学童保育所で発生した児童の事故の治療費等の費用については、事故や災害が学童保育所の瑕疵、児童の責任によるものでない場合を除き、児童の保護者が負担して頂きます。また、学校から学童保育所及び学童保育所から家庭までの間ににおいて児童に事故が発生した場合の治療費等の費用についても、保護者が負担して頂きます。
送　迎	<ul style="list-style-type: none"> ○児童は、必ず保護者が責任をもって迎えに来てください。小学校の休業日についても、保護者が送迎してください。 ○車で児童を送迎される場合は、事故防止のため、必ず指定した場所に駐車してください。 ○家族以外の方がお迎えに来られる場合は、必ず事前に保護者が学童保育所に連絡してください。
気象警報 発令時 の取扱いに ついて 【平日】	<p>○<u>平日の気象警報発令時の取り扱いについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①午前7時現在で、御所市に気象警報が発令された場合、学童保育所は臨時休所とします。（テレビ・インターネット等で確認をお願いします。） ※児童が学校登校前に気象警報が解除となっても終日休所となりますので、ご注意ください。 ②午前7時以降～学校終了後（学童保育開所時）までに、御所市に気象警報が発令された場合、学童保育所は臨時休所となり、児童は学校で待機となります。（学校からの帰宅については学校の指示に従っていただきます。） ※放課後に気象警報が解除されても終日休所となりますのでご注意ください。 ③学童保育所開所後（児童来所後）に御所市に気象警報が発令された場合は、天候が小康状態のときに児童を迎えに来ていただくよう、保護者の方に「マチコミメール（※下記参照）」で連絡します。児童の安全確保のため、お迎えに来られるまでは学童保育所でお預かりします。 ※児童が全員帰宅した後に学童保育所は閉所となります。 ・「熱中症特別警戒アラート」が発令された翌日は、学校と同様に学童保育所も終日休所となります。 <p>※「マチコミメール」による一斉連絡について</p> <p>「マチコミメール」とは、気象警報発令や感染症の流行による学校閉鎖等に伴う学童保育所の休所等のお知らせメールを配信する機能です。登録方法については、児童の入所が正式に決定したのち、あらためてお伝えします。</p>

御所市学童保育所の運営について

区 分	内 容		
気象警報発令時の取扱いについて 【学校休業日】	<p>○学校休業日の気象警報発令時の取り扱いについて</p> <p>①午前7時現在で御所市に気象警報が発令されている場合、学童保育所は臨時休所とします。（テレビ・インターネット等で確認をお願いします。）</p> <p>②午前7時から学童保育所開所時までに、御所市に気象警報が発令された場合、学童保育所は臨時休所とします。</p> <p>※気象警報解除後も終日休所となりますので、ご注意下さい。</p> <p>③学童保育所開所後（児童来所後）に御所市に気象警報が発令された場合は、天候が小康状態のときに児童を迎えていただくよう、保護者の方に「マチコミメール（※3ページ下部参照）」で連絡します。児童の安全確保のため、それまでは学童でお預かりします。</p> <p>※児童が全員帰宅した後に学童保育所は閉所となります。</p> <p>・「熱中症特別警戒アラート」が発令された翌日は、学童保育所は終日休所となります。</p>		
その他	<p>○学童保育を平日に利用する場合は、学校から直接学童保育所に来所するのが原則です。（一旦帰宅してから学童保育を利用するることは認められません。）</p> <p>○お迎え時は必ず学童指導員に声をかけていただき、帰宅してください。</p> <p>○学童保育所は「保護者が労働等で昼間家庭にいない」児童をお預かりする場所です。保護者の方の仕事等が済み次第、早めにお迎えに来てください。</p> <p>○小学校の休業日は、児童にお弁当と水筒を持たせてください。（昼食をとる為に帰宅し、再度来所することは認められません。）</p> <p>○携帯電話（スマートフォン）、ゲーム機（Switchなど）、PC（タブレットなど）の学童保育所への持参を禁止しています。ただし、緊急時の連絡用として携帯電話を持たせている場合は、保育中は学童保育所で預かりますのでご連絡ください（連絡がない場合の破損は、弁償できません）。</p> <p>○学童保育所では、ルールを守って遊ぶことの大切さを知り、友だちと協力し合って遊ぶ力を培う指導を行っています。ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>		
各保育所連絡先	御所学童保育所	御所市610番地	0745-62-4340
	掖上学童保育所	御所市大字東寺田55番地	0745-62-0052
	秋津学童保育所	御所市大字池之内459番地の3	0745-63-3773
	葛学童保育所	御所市樋野226番地の1	0745-67-0965
	葛城学童保育所	御所市大字林329番地	0745-66-2100
	大正学童保育所	御所市大字櫛羅2198番地	0745-62-6120
	名柄学童保育所	御所市大字名柄203番地の2	0745-66-1703

御所市役所 健康福祉部 子育て推進課

- 住所 御所市774番地の1 いきいきライフセンター内
- 電話 0745-62-3001（内線143）
0745-44-3494（直通）